

令和2年5月15日

三次市教育委員会学校教育課

三次市立小・中学校の臨時休校期間中における自主登校の実施について

現在、4月28日(火)に開催された新型コロナウイルス感染症三次市対策本部会議の決定に基づき、5月31日(日)まで臨時休校を行っているところです。

このような中、子どもが学校に通うことができない現状が長期に渡れば、子どもの学びの保障や心身の健康等に関して深刻な問題が生じると指摘されており、児童生徒の学習機会の確保を図る観点から、各学校における自主登校を実施します。

なお、実施内容については、各学校にお問い合わせください。

1 実施期間

令和2年5月18日(月)から令和2年5月29日(金)

2 登校する時間

午前(午後)のみとし、給食は実施しません。

3 出欠の取扱いについて

令和2年5月31日(日)までは臨時休校であるため、登校しても出席扱いとはならず、登校しなくても欠席扱いにはなりません。

※県内及び市内の状況により、変更になることもあります。

本件に関するお問い合わせ先



三次市教育委員会学校教育課 (担当/大原・中村)
電話番号:0824-62-6184 FAX番号:0824-62-6288
E-mail:gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号